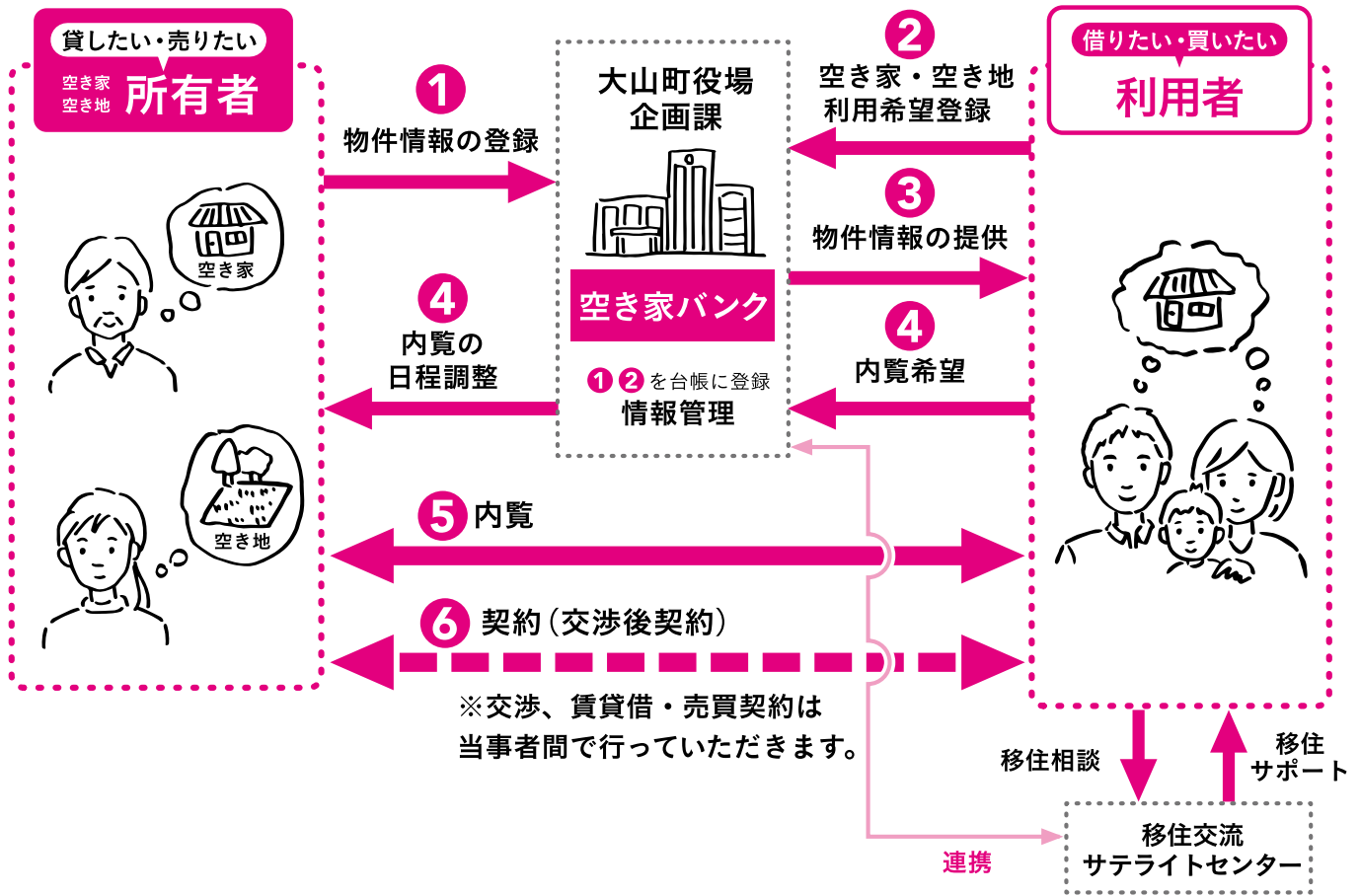


# 空き家バンク制度のしくみ



## 3 物件情報の提供

**利用者**  
空き家バンクから利用者に情報を提供します。希望条件の変更、その他ご相談にも応じます。

## 2 空き家・空き地 利用希望登録

**利用者**  
物件情報の利用希望者は「利用登録」の手続きが必要です。手続きは、役場に来庁いただくか、郵送でもお受けいただけます。

## 1 物件情報の登録

**所有者**  
大山町内に空き家・空き地を所有する方で、物件の情報登録を希望される方は、情報の登録手続きが必要です。登録に際しては、物件の状態確認をいたします。物件の状態によっては登録をお断りする場合があります。

## 6 契約 (交渉後契約)

**所有者・利用希望者**  
賃貸借・売買契約に進む場合は、所有者・利用者で行っていただきます。契約及び契約前の交渉には、空き家バンクは関与いたしません。必要に応じて司法書士・行政書士にご相談ください。

## 5 内覧

**所有者・利用希望者**  
内覧には、空き家バンクも立ち会いますが、物件の説明は所有者に行っていただきます。

## 4 内覧希望・ 内覧の日程調整

**所有者・利用希望者**  
希望条件に合う情報があり、内覧を希望される場合は、空き家バンクにご連絡ください。内覧の日程調整は空き家バンクが行います。

問 企画課 ☎0856-54-5202